大洲市農業委員会定例総会議事録

1	日				時	平	成 3	0 年	6月	5 目	(火)	午	前 9	時 3	0分	~午	前10) 時 4	3分	
2	会				場	大	大洲市役所 2階大ホール													
3	出	席		委	員															
1	池	田	:	幸		2	吉	畄	きょ	タ子 アイト	3	長	岡	誠	_	4				
5	西	岡)	輝	治	6	台	越	正	洋	7	菊	池	啓	<u> </u>	8	森	岡	芳	文
9	菊	地		正	夫	10	幸	野	登	吉	11	上	田	健	司	12	***************************************	***************************************	***************************************	***************************************
13	矢	野		Œ	祥	14					15	沖	田	辰	夫	16	宮	浦		実
17	石	岡		猶		18	中	岡	京	子	19	池	田	雄		20	森	永	茂	史
21	橋	本	:	英	司	22	都	築	孝	壽	23	水	本	福	泉	24	池	浦	萬里	.子
25	丸	井	:	幸	造	26	Щ	本	多喜		27	垣	見	正	志	28	西	内	清	信
29	大	本	:	昭	裕	30	武	知		明	31	城	本	豊	子	32	中	本	祐	市
33						34	久	保	壽	男	35	淺	野	誠	司	36				
37						38	有	友	章	治	39	請	田	竹	男					
4	欠	席	: .	委	員	4	尾	Щ	満	則	12	Ш	本	由糸	己美	14	Щ	首	憲	市
4)	入	腁		安	貝	33	坂		幹	幸	36	徃	見	康	範	37	菊	地	久美	子
5	遅	刻	· -	委	員															
0	圧	Øij	•	女	只															
						吉岡事務局長				是消	是澤次長				沖田専門員(農地)					
6	事	務			局	都築専門員(農政)				土昂	土居書記(農地)							***************************************	***************	
7	農	林	水	産	課	三好	三好課長補佐											~~~~		
	及	'rı																		
8	会	議	\mathcal{O}	内	容	議案	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について													
	議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に												につ	いて						
						議案第40号 非農地証明について														
			議案第41号 農用地利用集積計画の決定について																	

											1									

事務局(局長)

只今から平成30年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたしま す。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

(会長挨拶)

事務局 (局長)

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長(会長)

これより本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中16名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

本日、4番 尾山満則委員、12番 川本由紀美委員、14番 山首 憲市委員、33番 坂 幹幸委員、36番 徃見康範委員、37番 菊 池久美子委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、25番 丸井幸造委員、また、26番 山本多喜 男委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長(会長)

まず、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件につきましては、矢野正祥委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、矢野正祥委員の 退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページ、および2ページをご覧ください。

1番、中村字土手外の土地、畑3筆・計1,430㎡は売買による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事します。

2番、五郎の土地、田1筆・783㎡、畑1筆・165㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き水稲、および野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦および子が年間を通して従事します。

3番、徳森字土肥の土地、畑1筆・566㎡、樹園地1筆・350㎡ は売買による所有権移転です。

所有権移転後も、野菜および果樹の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人夫婦および子が年間を通して行います。

4番から9番までは関連案件です。

4番、菅田町大竹の土地、畑2筆・計3,027㎡は3年間の使用貸借権の設定です。

所有権移転後も野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

5番、同じく菅田町大竹の土地、田2筆・計944㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、水稲の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

6番、同じく菅田町大竹の土地、田2筆・計260㎡も贈与による所 有権の移転です。

所有権移転後も、水稲の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

7番、同じく菅田町大竹の土地、畑2筆・計161㎡も贈与による所 有権の移転です。

所有権移転後は、野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

8番、同じく菅田町大竹の土地、畑1筆・341㎡も贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

9番につきましては、6月4日付で取り下げの申し出がありましたので、取り下げ扱いとさせていただきます。

10番、肱川町大谷の土地、畑3筆・計4,488㎡、樹園地2筆・計752㎡は売買による所有権の移転です。

11番、河辺町植松の土地、樹園地1筆・2,345㎡は贈与による 所有権の移転です。

所有権移転後も果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

以上、1件を除きました、計10件のご審議をよろしくお願いします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 をうけたいと思います。1番。

2番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

この案件につきましては、譲受人が経営規模の拡大を図るために農地 を売買により取得しようとするものです。

申請地は、JR大洲駅の北約100mの堤防内に位置する畑で、現在も良好に耕作されています。

譲受人は年間を通して両親と農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

はい。続いて、2番。

事務局

(専門員兼農政係)

失礼します。

2番、尾山委員さんがご欠席でありますので、原稿をお預かりしてお

り、代読させていただきます。

2番案件についてご説明いたします。議案説明資料2ページを参考に してください。

2番案件は、県外で生活している譲渡人が従兄弟にあたる譲受人へ申 請地を贈与しようとするものです。

申請地は、喜多小学校の北東約1kmにある田1筆と畑1筆になります。 田は現在も良好に管理されており、畑は今後除草を行い、野菜を栽培 する予定になっております。

譲受人は年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他申請書類等につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、 農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する 事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

はい。続いて3番。

6番

失礼いたします。

3番案件についてご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は、売買による所有権移転です。申請地は、平公民館の北東約1kmにある畑1筆と樹園地1筆になります。

現地調査を行いましたが、ともに良好に管理されておりました。

今回、申請地付近に居住する譲受人が山林を含む物件すべてを購入することになり、申請に至っております。

譲受人は会社役員をしておりますが、妻、2人の子どもとともに農業 に従事しており、所有権移転後の耕作管理にも問題はないものと考えま す。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載の とおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定 に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

それでは続いて、4番。

11番

失礼します。4番案件から9番案件までの6件について、関連案件ですので一括してご説明いたします。議案説明資料4ページから9ページを併せてご覧ください。

なお、先ほど事務局から説明がありましたが、9番案件が取り下げとなりましたので5件について説明いたします。

まず、今回の申請に至った理由は、以前地区内のお寺に住職としておられた方がお寺周辺の農地を所有しており、その住職が亡くなった際に、その子どもさんが相続されました。しかし、その子どもさんは住職にはならず、市外に転出されましたので、農地がそのまま残って一部遊休化しておりました。今回、地区内の方に譲る話がまとまり申請に至っております。

申請地は、菅田公民館から南西約2.3㎞にある農地になります。

4番案件は、新規で営農開始するにあたり本人に経営農地がないことから、祖父から使用貸借で借り受けるものです。

5番案件から8番案件まで、すべて贈与による所有権移転になります。 5月15日に関係者、および事務局職員で現地調査を実施しており、 今後の管理に問題がないことも確認しております。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、すべての 案件について農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規 定に該当する事項はありません。

以上、5件のご審議よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

それでは、10番。

しようとするものです。

3 4 番

失礼します。それでは10番案件についてご説明いたします。

議案説明資料の10ページを併せてごらんください。 当案件は譲受人が経営規模の拡大を図るために農地を売買により取得

申請地は、旧大谷小学校から南東に約1.2kmにある畑3筆と樹園地2筆で、譲受人の住居付近にあります。

すべての農地が良好に耕作されておりました。

譲受人は年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じてないことから、今後の管理についても不安はないものと思われます。

その他申請書類等につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、 農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する 事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

続いて、11番。

39番

失礼いたします。それでは11番案件についてご説明いたします。 議案説明資料の11ページを併せてごらんください。

本来は徃見委員の担当地区でございますが、委員欠席のため、代わりに調査結果を報告させていただきます。

当案件は、市外に住む譲渡人が農地を処分するため地元の農家に譲渡すこととなり、今回の申請に至っております。

申請地は、市役所河辺支所から南西約1.2kmの山間にある田一筆です。現在は栗が植栽されており、樹園地として管理されております。

譲受人は専業農家として農業に従事しており、これまでに耕作管理に 関する問題は生じてないことから、所有権移転後の管理についても不安 はないものと思われます。

その他申請書類の記載内容等を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに ご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは矢野委員の入場を許可します。

次に、**議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の12ページから26ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、2筆、2,048㎡の案件は、当法人は社会福祉事業を行っており通勤者用の駐車場を所有しているが、幾分距離があり不便であること、またイベント時の来客用駐車場を確保し、さらに入居者の予防介護やリハビリのための花壇が必要なことから、露天駐車場及びリハビリ用花壇を新たに確保するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、2筆、1,644㎡の案件は、顧客から住宅建築に対する強い要望が寄せられていることから、宅地として造成し販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第 三種中高層住居専用地域)内にある農地であることから、第3種農地と 判断しております。したがいまして、立地基準には適合しており、一般 基準について審議をお願いいたします。

3番、新谷の土地、1,336㎡の案件は、当社は、大洲市において 土木・建築工事業を営んでいるが、事業用・従業員用の駐車場が不足し ていることから、新たに露天駐車場を確保するため、申請地を売買によ り取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に新谷連絡所が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議 長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番。

1番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。 申請地は、13・14ページの位置図のとおり、大洲病院の東南東約 340mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のと おりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり しだい自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思わ れます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地 目図のとおり、東側や北側に農地がありますが、転用目的は露天駐車場 やリハビリ用の花壇であることから影等の影響もなく、特に問題はない ものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

議 長(会長)

はい。続いて、2番。

3番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、総合福祉センターの南約350mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金にて着工したいとのことであり、また転用目的が宅地分譲とのことで土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域内での事業であることから、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地 目図のとおり南側に農地がありますが、21ページの土地利用計画図の とおり進入路が南側に配置される計画であることから日照等にもほとん ど影響がないと考えられ、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長)

はい。では、3番。

19番

失礼いたします。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

当案件は、駐車場が不足していることから、新たに露天駐車場を確保するため、申請地を売買により取得するものでございます。

議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、24ページの位置図のとおり、新谷連絡所の南東約200mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり しだい自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思わ れます。

転用面積の妥当性につきましても問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、25ページの地番地

目図や写真のとおり、隣接する農地がないことから、特に問題は生じないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長)

只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として 送付することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する ことに決定いたしました。

次に、**議案第40号「非農地証明について」**を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第40号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4・5ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の27ページから48ページまでを併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地、2筆、802㎡の案件は、自然潰廃(20年以上 耕作放棄)し復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、以前は桑畑であったが養蚕の衰退と ともに昭和40年頃から耕作放棄し、以降農地として使用したことはな く竹等が繁茂し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。

申し出によりますと、申請地は、昭和40年頃から耕作放棄し、以降 農地として使用したことはなく雑木が繁茂し、復旧が著しく困難となっ た。とのことでございます。

3番、菅田町大竹の土地、7筆、2,685.30㎡の案件は、自然 災害により復旧が困難。及び自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が 著しく困難。並びに転用(植林に限る:20年以上経過)し復旧が著し く困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち、甲42-3は、急傾斜地で土砂が崩落し復旧が困難なため植林を行った。乙80は、相続(昭和46年5月)前から植林してあり、復旧が著しく困難な状況となっている。他は、相続後一度も耕作したことがなく、雑木・竹等が繁茂し、復旧が著しく困難な状況となっている。とのことでございます。

4番、菅田町大竹の土地、2筆、409㎡の案件は、農地法施行(昭和27年10月21日)前から非農地。及び自然潰廃(20年以上耕作

放棄) し復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち、甲260-3は、戦前より大圓寺の境内地として使用されており、農地法施行前から非農地である。また、乙260-3は、相続した平成8年以前から耕作放棄しており、雑木が繁茂し復旧が著しく困難な状態となっている、とのことでございます。

5番、菅田町大竹の土地、132㎡の案件は、自然潰廃(20年以上 耕作放棄)し復旧が著しく困難。ということで申請があったものでござ います。

申し出によりますと、申請地は、平成8年頃にがけ崩れ防災工事が行われるより以前から耕作放棄し、その後は一度も畑として利用しておらず、雑木等が繁茂し復旧が著しく困難となった。とのことでございます。

6番、菅田町大竹の土地、211㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、亡夫(父)が相続した昭和50年よりも前から耕作放棄し雑木・竹等が繁茂しており、農地に復旧することは著しく困難となっている、とのことでございます。

以上6件、11筆、5,358.30㎡でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を 受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の27ページから29ページを参考にしてください。

申請地は、28ページの位置図のように JR 西大洲駅の北約 30 mに 位置する農地です。

申請によりますと、「以前は桑畑であったが養蚕の衰退とともに昭和40年頃から耕作放棄し、以降農地として利用したことはなく竹等が繁茂し、復旧が著しく困難となった。」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、申請地は写真のとおり耕作放棄後、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

議 長 (会長)

はい、続いて2番。

10番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の30ページから32ページを参考にしてください。

申請地は、31ページの位置図のように松尾集会所の南約70 mに位置する農地です。

申請によりますと、「昭和40年頃からの耕作放棄により、雑木等が 繁茂し、農地への復旧が困難である。」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況、近隣住人の証言から、申請地は、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であ

ると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

議 長(会長)

続いて、3番、4番、5番、6番は関連案件ですのでお願いいたします。

13番

失礼します。

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の33ページから38ページを参考にしてください。

申請地は、34ページの位置図のように本郷地区内に散在している農地です。

申請によりますと、「甲42-3は、急傾斜地で土砂が崩落し普及が 困難なため植林を行った。乙80は、相続(昭和46年5月)前から植 林してあり、復旧が著しく困難な状況となっている。他は、相続後一度 も耕作したことがなく、雑木・竹等が繁茂し、復旧が著しく困難な状況 となっている。」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育等の状況から、申請地は、申請のとおりであると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は非農地として判断して差し支えないものと考えられます。

つづいて、4番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の39ページから42ページを参考にしてください。

申請地は、40ページの位置図のように本郷地区内に存する農地です。申請によりますと、「甲260-3は、戦前より大圓寺の境内地として使用されており、農地法施行前から非農地である。また、乙260-3は、私が相続した平成8年以前から耕作放棄しており、雑木が繁茂し復旧が著しく困難な状態となっている。」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育等の状況から、1筆は、国土地理院の米軍撮影の航空写真に寺の建造物等が確認でき法施行前より非農地であったことが確認でき、またもう1筆は、申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができました。また、現場の状況から農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は非農地として判断して差し支えないものと考えられます。

つづいて、5番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の43ページから45ページを参考にしてください。

申請地は、44ページの位置図のように本郷地区内に存する農地です。 申請によりますと、「平成8年頃にがけ崩れ防災工事が行われるより 以前から耕作放棄し、その後は一度も畑として利用しておらず、雑木等 が繁茂し復旧が著しく困難となった。」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、この現場は私の自宅の裏に位置しており、申請人の申し立ての平成8年よりもっと前から耕作放棄されていたように思います。また、現場の状況から農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困

難と認められます。

よって、本件は非農地として判断して差し支えないものと考えられます。

つづいて、6番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の ページから ページを参考にしてください。

申請地は、ページの位置図のように本郷地区内に存する農地です。申請によりますと、「申請地は、亡夫(父)が相続した昭和50年よりも前から耕作放棄し雑木・竹等が繁茂しており、農地に復旧することは著しく困難となっている。」との申し出です。申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、現場の状況から農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は非農地として判断して差し支えないものと考えられます。

以上4件のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長(会長)

地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地は非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、**議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(専門員兼農政係)

失礼いたします。議案第41号についてご説明いたします。

議案書の6ページからご覧ください。

1番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、使用貸借権を 10年間設定しようとするものです。

2番から4番 新たに農地を借り受けて、野菜、および野菜苗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

5番および6番 引き続き野菜苗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を6年 間設定しようとするものです。

8ページです。

8番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を3年 間設定しようとするものです。

9番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

- 11番 引き続き麦・大豆を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 12番 新たに農地を借り受けて、麦・大豆を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

続きまして 9ページ。

- 13番 引き続き水稲および野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
- 14番および15番 新たに農地を借り受けて、水稲または大豆を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 16番から19番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 20番 引き続き葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 21番および22番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。
 - 12ページです。
- 23番から25番 新たに農地を借り受けて、水稲または野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。
- 26番および27番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。
 - 13ページ。
- 28番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。
- 29番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。
- 30番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 31番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。
- 32番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
 - 15ページ。
- 33番 引き続き飼料を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
- 34番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。
- 以上、利用権設定・件筆数、34件・59筆、合計面積ですが、訂正 をお願いします。58,772㎡です。失礼いたしました。

続いて、転貸の案件です。議案書16ページをご覧ください。

先ほど利用権設定14番、および15番で説明いたしました農地について、裏作として麦を栽培するため借受人が役員を務めます農事組合法人グリーンたいきに転貸するものです。

以上、転貸利用権設定、1件・3筆、2,137㎡です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

議 長(会長)

委 員

(質疑なし)

議 長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。